

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 2 日

各

都道府県
指定都市

 難病対策担当課 御中

厚生労働省健康局難病対策課

「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」の周知について

難病対策の推進につきましては、平素より格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、先日、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部において、「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」（令和 2 年 3 月 1 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）が、別添 1 のとおり各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）宛てに発出されたところです。

つきましては、当該文書の内容を御了知いただくとともに、必要に応じて関係部署と連携の上御対応いただくよう、お願いいたします。難病患者は、継続的な医療・投薬が必要となる上、基礎疾患がある方や免疫抑制剤等を用いている方が含まれます。このため、当該文書中 3（2）の「院内感染対策の徹底」や「慢性疾患等を有する定期受診患者等に係る電話等を用いた処方等」、「地域住民等への呼びかけ」、4 の「糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患がある方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、透析患者及び妊産婦等のための病床の確保」等の内容につきましては、特に御留意の上、地域の実情に応じた対策を講じていただくよう、お願いいたします。

あわせて、管内の指定医療機関に対し、院内感染対策の徹底について、当該文書及び「医療施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 2 月 25 日厚生労働省医政局総務課、同局地域医療計画課及び同省健康局結核感染症課事務連絡）（別添 2）の内容も踏まえ、周知・依頼していただくよう、お願いいたします。

連絡先

厚生労働省健康局難病対策課難病医療係

T e l : 03-5253-1111 (内 2355、2356)

E-mail : nanbyou02@mhlw. go. jp